

新潟県発電管理センター（以下「発注者」という。）と公益社団法人 シルバー人材センター（以下「センター」という。）とは、発注者がセンターを通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に対して胎内第二ダム見張所宿直業務（以下「本件会員業務」という。）を委託するに当たり、次のとおりシルバー人材センター利用契約を締結する。

第1条（会員への業務の委託）

発注者は、シルバー人材センター利用規約（以下「利用規約」という。）に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員に対して、センターを通じて本件会員業務を委託する。

第2条（業務の対価）

本件会員業務に係るセンター業務委託料（利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいう。）の額及び会員業務委託料（利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいう。）の額の合計額は下記のとおりとする。

・宿直1回につき 円（税込み）

第3条（有効期間）

本契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、発注者が随時必要の都度本件会員業務を委託する。

第4条（合意管轄）

本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、新潟地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第5条（その他）

本契約書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。本契約書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印し、それぞれ1通を保有する（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。

令和 8年 4月 1日

発注者 村上市坂町1804
新潟県
新潟県発電管理センター所長 ○○

センター

業 務 仕 様 確 認 書

会 員 業 務 名	胎内第二ダム見張所宿直業務
履 行 場 所	胎内第二ダム見張所
曜 日 時 間 等 条 件	1. 原則的に発注者が必要とする日に作業を行うものとし、宿直時間は、午後5時15分から翌午前8時30分までとする。 2. 発注者は宿直業務実施の依頼を、原則として当該宿直業務実施期間の7日前までに行うものとする。
会 員 業 務 の 内 容 及 び 方 法	業務内容 (1) 冬季間、午前8時をめぐり積雪量の観測 (2) 見張所内の環境整備 (3) 来訪者や電話の適切な対応 (4) 見張所内からの目視による外部環境異常の有無確認 (5) 見張所周りの除雪 (6) 仮眠前の見張所内の施錠確認 (7) 体調不良等、緊急時における関係機関及び関係者への連絡（0254-62-6688 又は 0254-62-5340） (8) 上記以外でも、必要に応じて適宜臨機応変に対応すること
報 告	作業日報を月ごとに作成し発注者に提出
注 意 事 項 等	会員業務内容等を変更する場合は、発注者はセンターに連絡し、センターは会員業務就業規約第3条第4項の規定に基づき、当該変更につき業務実施会員に通知の上、同意を得るものとする。この確認書に記載のない事項については、協議の上決定する。